

ふれあい学び舎事業実施要項

学 校 企 画 課

1 概要

学校を中心とした地域ぐるみの取組みとして、放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童の学習習慣の定着と学習意欲の向上を図り、学力の向上に資する。

2 事業内容

(1) 対象校

- ・福岡市立の全小学校

(2) 活動期間

- ・令和8年4月 ～ 令和9年3月23日（火）※準備が整い次第、実施可能
- ※第1回ふれあいリーダー研修会は6月5日（金）に実施
- ※長期休業期間中も実施可能（学校閉庁日を除く）

(3) 活動時間

- ・1名当たり年間（35週）で70時間となるよう計画
- ※リーダーは年間2回（全4時間）の研修会に参加するため74時間となる

例①：毎週1回2時間実施

15:00～15:30準備、15:30～16:30補充学習、16:30～17:00片付け・振り返り。年間35回実施する。

例②：毎週2回1時間実施。

月曜日（低学年）15:30～15:40準備、15:40～16:20補充学習、16:20～16:30片付け、振り返り。

水曜日（中学年）15:30～15:40準備、15:40～16:20補充学習、16:20～16:30片付け、振り返り。

※活動時間は準備や片付け、打ち合わせも含むこと。

(4) 人材

- ・退職教員、教員志望の学生、学習指導員、非常勤講師や学校生活支援員、SSSなどの会計年度任用職員、学生サポーター、保護者、地域人材 など
- ・各学校に2名登録（ふれあい支援リーダー・ふれあい支援員）
- 追加に関しては、4月以降に決定通知を送付予定。

※ふれあい支援リーダー・ふれあい支援員は、有償ボランティアである

※1名は「ふれあい支援リーダー」として、年間2回の研修会に参加

【研修会予定日】

第1回 令和8年6月5日（金）15:00～16:30 オンライン開催

※リーダーと教頭（ふれあい支援担当）

第2回 令和9年1月13日（水）15:00～16:30 集合対面開催

(5) 活動内容

- ・学習習慣の定着や学習意欲の向上のために、家庭学習の仕方や計画の立て方、また、児童の苦手なところの学び直しなどを中心に支援すること
- ・教科や学年については、各学校の実態に応じて工夫すること

(6) 活動場所

- ・学校の空き教室や学校図書館などを利用
- ・公民館など学校外の施設を利用する場合は、参加承諾書と一緒に通学路を提出させる。

(7) 報償費

- ・1時間あたり1,480円

※交通費の支給はありません。有償ボランティアとなるため、福岡市との雇用関係ではなく、従事時間に対して報償費をお支払いします。

3 指導者の選定

(1) 応募資格

- ・令和8年4月1日現在、18歳以上であること（高校生不可）
 - ・児童生徒の教育に関心をもち、学校と連携・協力して指導を行う意思があること
- ※児童生徒の学習活動の支援者としてふさわしい行動をとっていただくため、活動にあたっての留意事項等をまとめた下記「確認書」に同意の上、学校と面談を行っていただきます。

※日本国憲法施行以後の日において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したことがある人は応募できません。

＜ふれあい学び舎支援員確認書＞

私は、福岡市ふれあい学び舎支援員（リーダー）として活動するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 福岡市教育委員会および学校（校長・教頭・教職員）の指示に従い、学校の規律を守り、児童の学習支援に努めること。
2. 活動中に知り得た児童・教職員・保護者等に関する個人情報を、活動期間中および終了後も含め漏えいしないこと。個人情報の取り扱いについては、法令及び「福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年4月1日施行）並びに同施行規則に基づくものとする。
3. 本活動において知り得た秘密事項を活動期間中および終了後も含め第三者に漏らさないこと。
4. 児童や保護者との個人的な連絡先交換や活動時間外の個人的接触を行わないこと。また、本活動で知り得た事実をSNSなどにおいて情報発信を行わないこと。
5. 体罰、ハラスメントその他不適切な言動を行わないこと。
6. 反社会的勢力に関与しないこと。
7. 上記、その他学校の教育活動に携わるにふさわしくないと認められる場合は登録を抹消します。なお、当該行為が支援員の故意または重大な過失による場合、賠償責任が生じる可能性があります。
8. 活動中に事故が発生、または発生のおそれがある場合は、速やかに学校へ報告すること。
9. 万一、学習支援のための活動（スポーツ活動除く）に際して事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において保障されます。なお、保険加入手続き・保険料の負担は福岡市が負担します。